



遊 漁 の て び き

～ 河 川 ・ 湖 沼 ～
(ルールとマナーを守って楽しい遊漁)

京都府水産事務所 漁政課 (漁業漁船係)
TEL 0772-22-4438

漁業法などの法令では、自然の保護や、河川・湖沼にいる魚が減少したり絶滅したりしないように、さまざまな制限や禁止事項を定めています。なお、令和2年12月1日に京都府内水面漁業調整規則が廃止され、内水面の規制内容は京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)に規定されることとなりました。

～主な制限及び禁止事項は次のとおりです。遊漁の際には注意しましょう!～

(1) 水産動植物の採捕の許可(京都府漁業調整規則(以下、「規則」という。)第33条)

下表の漁具・漁法により水産動植物を採捕しようとする者は、漁具・漁法ごとに許可を受けなければなりません。(漁業権等に基づく採捕は除く)

種 類	名 称
漁 具	やな、まき網、投網、す建網、刺網、敷網(四つ手網含む。)、ふくろ網、いざざ落とし網
漁 法	水眼鏡または水し眼鏡を使用して行う漁法、浸木漁法、鵜飼漁法、はえ縄漁法

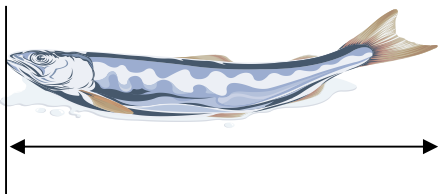
(2) 採捕の禁止期間(規則第37条)

下表の水産動物には採捕禁止期間があります。

名 称	禁 止 期 間
さ け 本ます(さくらます)	10月1日から 12月31日まで ※遡河するさけは、期間にかかわらず採捕してはいけません。 (水産資源保護法第28条。罰則:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
あまご(やまめ)	10月1日から 翌年2月末日まで
い わ な	10月1日から 翌年3月15日まで
あ ゆ	1 日本海に流入する河川 (1) 3月1日から 5月25日まで (2) 10月1日から 10月31日まで (由良川の船井郡京丹波町 関西電力(株)和知ダムから上流の区域を除く) 2 日本海に流入する河川以外の河川 3月1日から 5月25日まで
こ い	5月1日から 5月31日まで
ふ な	4月20日から 5月20日まで

(3) 体長の制限(規則第37条)

下表の水産動物は、一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。捕まえた場合はやさしく川に戻しましょう。

う な ぎ (全長 30cm以下)	 <p>※全長とは、魚の口の先から尾びれの先までの長さをいいます。</p>
さ け (全長 18cm以下)	
本ます(さくらます)	
い わ な (全長 15cm以下)	
に じ ま す	
こ い	
あまご(やまめ) (全長 12cm以下)	
ふ な (全長 6cm以下)	

※遡河する「さけ」は、体長にかかわらず採捕してはいけません。(水産資源保護法第28条。罰則は(2)参照)

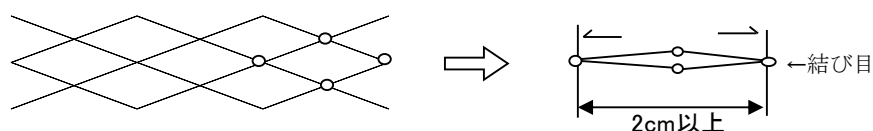
(4) 禁止漁具・漁法（水産資源保護法第5条及び第6条並びに規則第34条第2項）

下表の方法で水産動物を採捕してはいけません。

<input type="radio"/> 爆発物を使用する漁法	<input type="radio"/> がわびき漁法
<input type="radio"/> 有毒物を使用する漁法	<input type="radio"/> 箱づけ
<input type="radio"/> 水中に電流を通す漁法	<input type="radio"/> 火光その他の照明を利用してする漁法
<input type="radio"/> 瀬干漁法	(鵜飼漁法、食用かえるをとる漁法を除く)
<input type="radio"/> 透明性のもんどり	<input type="radio"/> 発射装置の付いたもり及びやす

(5) 網目の大きさについて（規則第34条第3項）

- 網具を使用する場合、網目（目合い）は、「2cm以上」でなければなりません。
(ただし、いさざ落し網、投網、四つ手網、たも網、^{きで}叉手網は除く)
- なお、網目「2cm以上」というのは、「結び目をもってピンと張ったとき」の長さです。



(6) 採捕の禁止区域（規則第36条）

下表の区域においては、水産動物の採捕が禁じられています。

河川名	禁止区域
由良川	・南丹市 京都府大野ダムの上流端から下流へ360mまでの区域 ・綾部市 関西電力(株)由良川ダムの上流端から、上流へ350m、下流へ230mまでの区域
上林川	・綾部市 関西電力(株)山家発電所えん堤の上流端から、上流へ180m、下流へ360mまでの区域
桂川	・南丹市 世木ダムの上流端から、上流へ200m、下流へ100mまでの区域 ・亀岡市及び南丹市 上桂川統合堰（寅天堰）の上流端から、下流へ100mまでの区域
宇治川	・宇治市 天ヶ瀬ダムの上流端から、上流へ500m、下流へ300mまでの区域

(7) 河川を遮断して行う採捕の制限（規則第38条）

- 河川を遮断して水産動植物を採捕してはいけません。
- 採捕の際には、常に河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければなりません。

(8) (1)～(7)に違反した場合の罰則（規則第55条第1項第1号）

6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

上記以外にもいろいろな規制があります。
詳しいことは京都府水産事務所までお問い合わせください。
(TEL 0772-22-4438)



～マナーを守って、環境の保全や 地元の方々の迷惑にならないよう心がけましょう～